

広島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和四年六月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

種 類	指 定 施 設		変 更 項	変 更 後
	名 称	所 在 地		
病院	医療法人里仁会 興生 総合病院	三原市円一町二丁目 5 番 1 号	名称	社会医療法人里仁 会 興生総合病院
病院	医療法人社団 杏仁会 松尾内科病院	三原市城町三丁目 7 番 1 号	名称	医療法人 杏仁会 松尾内科病院
病院	医療法人里仁会 介護 老人保健施設仁生苑	三原市皆実三丁目 3 番 28 号	名称	社会医療法人里仁 会 介護医療院 仁生苑
病院	医療法人里仁会 老人 保健施設里仁苑	三原市皆実三丁目 3 番 28 号	名称	社会医療法人里仁 会 介護老人保健 施設 里仁苑
病院	老人保健施設 三恵苑	三原市城町三丁目 7 番 1 号	名称	医療法人 杏仁会 介護老人保健施設 三恵苑
病院	医療法人里仁会 老人 保健施設 仁和の里	三原市大和町和木 1505 番地	名称	社会医療法人里仁 会 介護老人保健 施設 仁和の里
病院	医療法人里仁会 白龍 湖病院	三原市大和町和木 1504 番地 1	名称	社会医療法人里仁 会 介護医療院 白龍湖
病院	社会医療法人社団陽正 会 介護療養型老人保 健施設みのり	府中市元町 43 番地の 1	名称	社会医療法人社団 陽正会 介護医療 院みのり